

第6期 雲南市農業委員会第14回総会議事録

1. 日 時 平成30年8月21日（火） 13:30～14:23

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員（17名）

1 番 錦織邦男	3 番 竹内 勉	4 番 奥田 武	5 番 神田邦昭
6 番 小山益男	7 番 山本裕子	8 番 吉廣丈晴	9 番 佐藤博子
10 番 三原治雄	11 番 吾郷正司	13 番 橋本 博	14 番 三島輝昭
15 番 柳原昌広	16 番 嘉本輝雄	17 番 山本博子	18 番 内部武雄
19 番 加藤一郎			

4. 欠席委員（2名） 2 番 高田 耕 12 番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香
主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾

6. 傍 聴 1 名

7. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・ 議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・ 議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。
議 長	ただ今の出席委員は17名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第14回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番佐藤博子委員、10番三原治雄委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長専決処分報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・ 農地法の規定による許可指令書の取り消し願いについて ・ 農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・ 合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・ 農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・ 公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・ 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・ 会議等の報告事項について ・ 会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。</p> <p>それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。</p> <p>なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、「議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ「議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」説明します。8ページをご覧ください。図面は最初のページから記載しておりますので一緒にご覧いただきますようよろしくお願いします。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は975㎡、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、相続人の□□□□さん、及び〇〇町〇〇△△番△△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は85㎡、所有者は〇〇町〇〇の〇〇〇〇さ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>ん、及び〇〇町〇〇△△番△△、地目は登記簿：畑、現況：荒廃農地、面積は502㎡、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、権利の種別は非農地証明で、非農地の事由は「当該農地が不便な場所にあるため、相当以前より耕作しておらず山林原野化してしまった」ということです。当該農地は境界未確定地となっています。平成30年7月27日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第96号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ「議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。1件の申請が出ております。議案書10ページをご覧ください。図面は5ページからです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△番。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は904㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。申請事由は「転居により耕作することができず休耕地となったため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり550,000円。確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第97号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第98号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長 事務局</p>	<p>議案書 11 ページ「議第 98 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」提出のあった案件について説明をいたします。12 ページをご覧ください。図面は、8 ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 9.90 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建設されます。転用理由は「墓地を新設するため」とのことです。農用地除外は平成 30 年 6 月 14 日に事前承認されています。確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第 2 種農地と判断致しました。許可条項は、法第 4 条第 6 項第 2 号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号 2 番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 9.98 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑 1 棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は遠方にあり参拝や管理が困難なため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 3 番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿が畑、現況は宅地で申請面積は 131 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は物置小屋で、物置小屋 1 棟 97.94 m²を建設されます。転用理由は「物置小屋が狭く、増設する必要性が生じたので自宅の隣接地に建築したい」とのことです。始末書が出されており「昭和 44 年 5 月頃に自宅の隣接地で利便性の良かった場所を農地と分らずに物置小屋を建設してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 4 番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿が畑、現況は宅地で申請面積は 109 m²です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん。転用目的は作業小屋で、作業小屋 1 棟 60 m²を建設されます。転用理由は「農作業小屋がなく不便であったため、自宅の近くに作業小屋を新設したい」とのことです。始末書が出されており「昭和 55 年 6 月頃に自宅の近くに道路もあり利便性の良かった場所を農地と分らずに作業小屋を建設してしまった」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号 1 番に同じです。</p> <p>申請番号 5 番</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は1,624㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□さん。転用目的は貸駐車場で、大型車5台分、普通車14台分の貸駐車場を造成されます。転用理由は「高齢で労働不足で耕作・管理ができず、貸駐車場として利用したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.61㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は山の中腹にあり参拝が困難なため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり、参拝や管理ができないので申請地に移転したい」とのことです。農用地除外は平成30年6月14日に事前承認されています。確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに田で申請面積は8.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は「現在の墓地は遠方にあり参拝や管理が困難なため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
議長 8番	<p>8番〇〇です。申請番号3番と4番につきまして始末書が提出されておりますので読み上げさせていただきます。同じ申請人の方ですので続けて読み上げます。まず申請番号3番です。昭和44年5月ごろに自宅の隣接地の利便性の良かった場所を農地と判らず物置小屋を建てました。今後、農地法を遵守し十分に確認することとしますので、ご承認を頂きますようお願いいたします。続きまして申請番号4番です。昭和55年6月ごろに自宅に近く道路もあり利便性の良かった場所を農地と判らず作業小屋を建てました。今後、農地法を遵守し十分に確認することとしますので、ご承認を</p>

発信者	議 事 録 要 旨
8 番 議 長	<p>頂きますようお願いいたします。始末書が出ておりますので審議のほどよろしくお願 いいたします。</p> <p>他に補足説明。どうぞ。</p>
9 番 議 長	<p>9 番〇〇です。申請番号 5 番につきまして、図面 2 2 ページをご覧いただくとわか るように該当地周辺が住宅が立ち並んでいる状況です。先ほど説明をしていただきま したが、ご本人は高齢によりまして管理、耕作ができない状況だということから、こ の度転用の申請が出たところです。よろしくお願いいたします。</p> <p>他に補足説明がございますか。無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員 から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第 9 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につい て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと おり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第 9 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、申 請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長 事務局	<p>次に、「議第 9 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と します。 事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書 1 5 ページ「議第 9 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」説 明します。3 件の申請が出ております。議案書 1 6 ページをご覧ください。図面は 4 0 ページからです。 申請番号 1 番 〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに田で面積は 2,726 m²です。権利</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、宅地分譲で、分譲宅地10区画を整備されます。転用理由は「公有地の拡大の推進に関する法律及び雲南市定住施策に基づき住宅団地を造成し、分譲を行う」ということです。平成30年6月14日に農用地区域除外の事前了承済みで、土地代は10アール当たり4,250,000円。確認は〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、「土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地である」ことから、1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される」場合の「集落接続」に該当すると考えます。</p> <p>なお、本案件は1種農地に該当することから、島根県農業会議の常設審議委員会への諮問が必要な案件です。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに畑で面積は9.15㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は、宅地進入路で、宅地進入路を整備されます。転用理由は「宅地(△△一△取得予定)進入路が狭く不便であるので申請地を譲り受け、宅地進入路を拡張したい」ということです。土地代は無償で、確認は〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、都市計画区域内の「近隣商業地域」に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、3種農地と判断いたしました。3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△番△△。地目は登記簿・現況ともに田で合計面積は1,369㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は□□□□さんです。転用目的は、駐車場で、普通乗用車19台、バス3台分を整備されます。転用理由は「〇〇は近年、観光客の増加により既存駐車場が狭隘であり、駐車できない車両による路上駐車に悩ませている。このため駐車場を整備し、更に増加する観光客に対応する」ということです。平成30年6月14日に農用地区域除外の事前了承済みで、土地代は10アール当たり1,200,000円。確認は〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上3件について、ご審議よろしくお願い致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありました。確認委員で補足説明があれば、説明をお</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 6 番	<p>願いたします。</p> <p>6 番〇〇です。申請の 1 番でございますが、1,000 m²を超えています。1 種農地ですが市の定住施策に基づきまして造成されるものです。ご審議をよろしく願いたします。</p> <p>他に補足説明はございませんか。</p>
議 長 1 1 番	<p>1 1 番〇〇です。申請番号 3 番の掛合町松笠の 1,369 m²の案件でございますが、先程説明がございましたように、駐車場を整備して観光客の増加に対応したいという申請でございます。審議の方よろしく願いたします。</p> <p>他に補足説明はございませんか。無いようですので、ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第 9 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、はじめに本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である申請番号 2 番と 3 番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第 9 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」、申請番号 2 番と 3 番について、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号 1 番について、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>よって、「議第99号 農地法第5条の規定による許可申請について」、申請番号1番について、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ「議第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。議案書18ページをご覧ください。今回の案件は〇〇町1件、〇〇町6件の合計7件の申請です。借り受け人が2戸となっております。〇〇町の1件は解除条件付き賃貸借契約となります。〇〇町の6件は中間管理機構が借り受け、転貸予定先は〇〇さんで、学校給食用にキャベツ・トマトを栽培される計画です。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。14時20分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。それでは先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に〇〇町をお願いします。</p>
17番	<p>17番〇〇です。申請番号1番、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>次に〇〇町をお願いします。</p>
9番	<p>9番〇〇です。2番から7番までのものにつきましてご報告いたします。〇〇による学校給食野菜の栽培ということでございます。妥当と判断いたしましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第100号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長 事務局	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。</p> <p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p>
	<p>【その他事項】</p> <p>(1) 農業委員視察研修について</p> <p>(2) 「平成30年7月豪雨災害義援金」の募集について</p> <p>(3) 人・農地プラン見直し体制の整備について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____